

平成 30 年 5 月 15 日
危機管理課

危機管理特別委員会資料

浜松市広域受援計画について

1 策定の背景

熊本地震の被災自治体への支援で得た「浜松市の防災対策に活かすこと（熊本地震の教訓）」のうちの一つに「大規模災害時の受援体制を強化」がある。これに基づき、本市は、大規模災害時に不足する人的・物的資源を他の行政機関等から円滑に受入れる体制を確保し、効率的な災害応急対策を実施することで、市民の生命・安全を守るために「浜松市広域受援計画」を策定した。

2 計画の概要

- ①本計画は、大規模災害時における各分野の受援業務と、その業務の所管部局を明確にするものであり、いわゆるガイドライン的な役割を担うものである。なお、受援に係る対応業務の詳細については、業務を所管する部局の対応計画（業務継続計画、初期対応マニュアル等）の中で示すものとする。
- ②災害対策本部内に、市全体の受援情報を一元的に管理するとともに、必要に応じ関係機関との応急対策に関する調整会議を実施する「受援総括」を新たに設置する。
- ③本計画は、訓練による検証や国・県・市及び防災関係機関の体制変更等に応じて、適宜必要な見直しを行う。

3 本編の主な内容および各章の抜粋

章	分野	主な内容
1	総則	・市全体の受援情報を一元的に管理する「 <u>受援総括</u> 」の設置
2	救助活動	・拠点ヘリポートの確認及び報告 ・自衛隊、消防、警察への応援要請と受入れ
3	医療活動	・医療救護本部及び医療機関による広域医療搬送活動 ・保健医療活動チーム（DMAT 等）の支援要請及び受入れ
4	物資調達活動	・物資調達先への要請と受入れ ・支援物資の輸送
5	燃料供給	・災害応急対策従事車両及び優先供給施設への燃料供給
6	他都市職員の受入れ	・県、協定先への応援要請と受入れ ・受入れ後の実施事項
7	災害ボランティアの受入れ	・ボランティアセンター立上げの流れ

第1章 総則 抜粋（本編P 3, P 4）

5 受援に係る役割

浜松市災害対策本部（以下「市本部」という。）は図 1.1 に示すように受援に関する総合的窓口として総括部情報作戦部門に受援総括（以下「総括部（受援総括）」という。）を設置し、外部からの問い合わせ先を明確にするとともに、市全体の受援に関する情報を一元的に管理する。

なお、個別の具体的な応援要請、受入れ業務については災害 11 部、区災害対策本部（以下「区本部」という。）がそれぞれの対応計画に基づき主体的に実施する。

(1) 総括部（受援総括）

ア 受援に関する総合窓口として外部団体からの問い合わせに対応する。

イ 災害 11 部、区本部から受援に関する情報を収集し、市全体の受援状況を把握する。

ウ 必要に応じ、関係機関との応急対策に関する市防災関係機関調整会議（以下「調整会議※2）」という。）を行う。

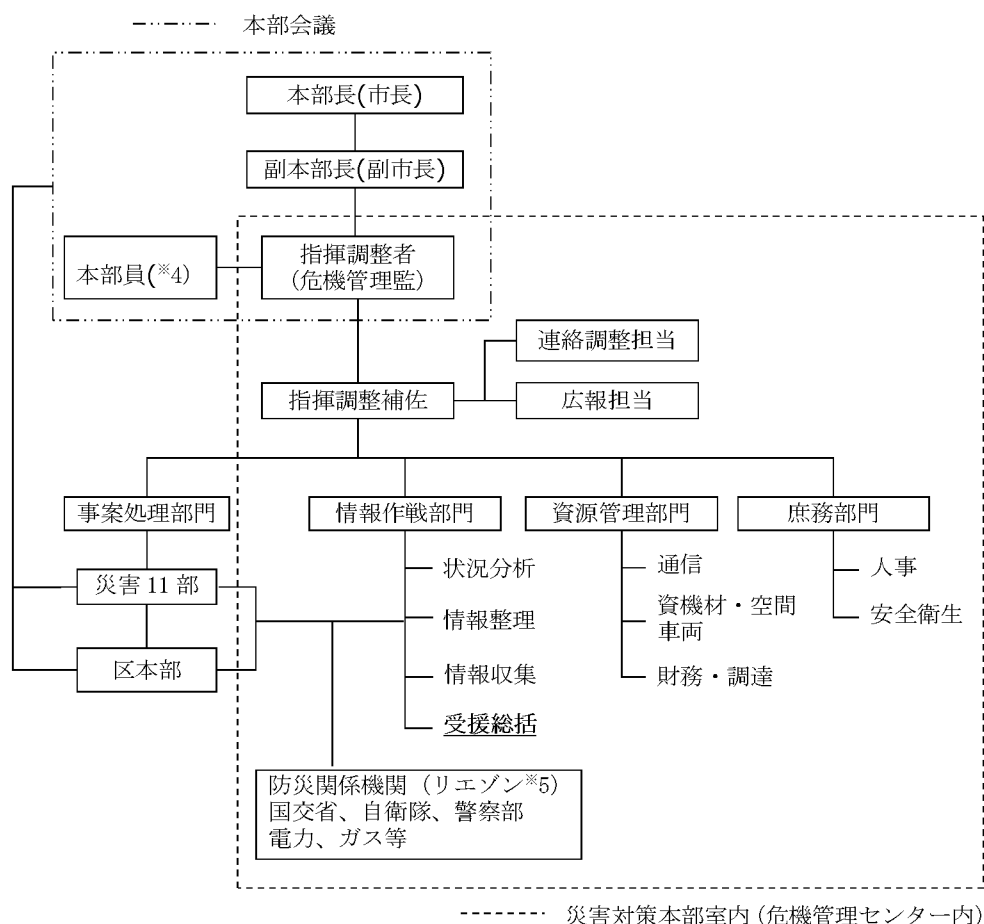


図 1.1 浜松市災害対策本部の編成

※2 調整会議：救助活動や物資輸送等の応急対策について、警察、消防、自衛隊、ライフライン関係機関、市関係部局等の要員によって情報共有及び活動調整等を必要に応じ随時行う。

第2章 救助活動 抜粋（本編P10、P11）

5 自衛隊への要請と受入れについて

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、表2.1の3つの要件を満たすもので、その内容は表2.2のとおりである。

表 2.1 災害派遣要請の要件

緊急性	差し迫った必要性があること
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 総括部（受援総括）は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣が必要な場合には、原則として自衛隊の部隊の派遣要請を西部方面本部を通じて知事に対し、要請書（県様式 3-12）を用いて要求する。なお、自衛隊の要請（の要求）から受入れの流れについては図 2.2 に示すとおりである。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、事後速やかに要請書（県様式 3-12）により要求する。

イ 総括部（受援総括）は、やむを得ない理由により知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に通知し、事後速やかに知事に対してもその旨を通知する。

ウ 総括部（受援総括）は、知事に対し災害派遣の要請を求めた場合、自衛隊の円滑な派遣のために、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、その旨を知事にも通知する。

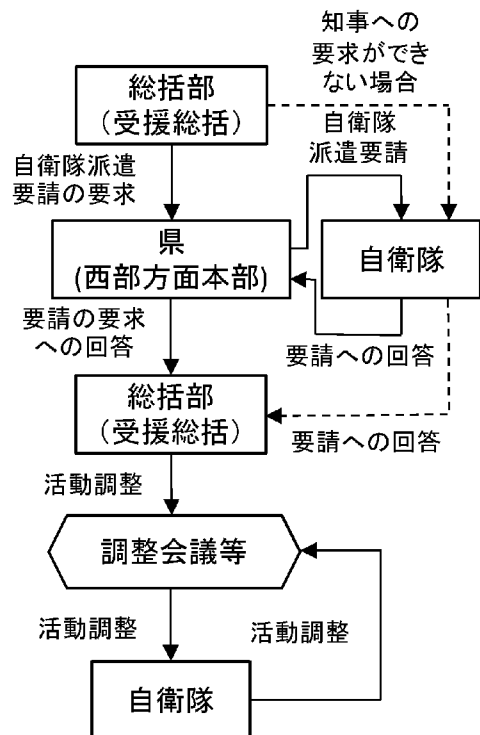


図 2.2 自衛隊の要請（の要求）から受入れの流れ

第4章 物資調達活動 抜粋（本編P20、P21）

（2）発災後概ね4日目以降から7日目までの活動

この期間は、国の具体計画に基づくプッシュ型支援が本格化することから物資管理部（受入・搬送）は、プッシュ型支援物資の受入れ業務を優先して実施する。

ア プッシュ型支援による緊急物資の輸送（図4.3参照）

（ア）国によるプッシュ型支援物資の受入れ

国から広域物資輸送拠点に搬入されるプッシュ型支援物資について、物資管理部（指揮・調整）は、この情報が県から物資管理部（指揮・調整）に伝達された場合には、速やかに総括部（受援総括）に報告する。

また、プッシュ型支援物資の受入れは、県方面本部（物資班拠点係）（以下「県拠点係」という。）が行う。物資管理部（受入・搬送）は、県拠点係の受入れた緊急物資を民間物流事業者等の協力を得て、プッシュ型市配分計画に基づき仕分け等を行う。

（イ）プッシュ型支援物資配分計画の修正

物資管理部（指揮・調整）は、プッシュ型支援物資配分計画に変更が生じた場合は、総括部（受援総括）に報告をし、速やかに変更されたプッシュ型支援物資配分計画の修正に基づき仕分け等を行う。

（ウ）プッシュ型支援物資の輸送

物資管理部（受入・搬送）は、プッシュ型支援物資の避難所までの輸送をトラック協会に要請する。

なお、トラック協会より輸送の了承を受け次第、物資管理部（指揮・調整）は、避難所への搬入数量等を区本部に通知する。

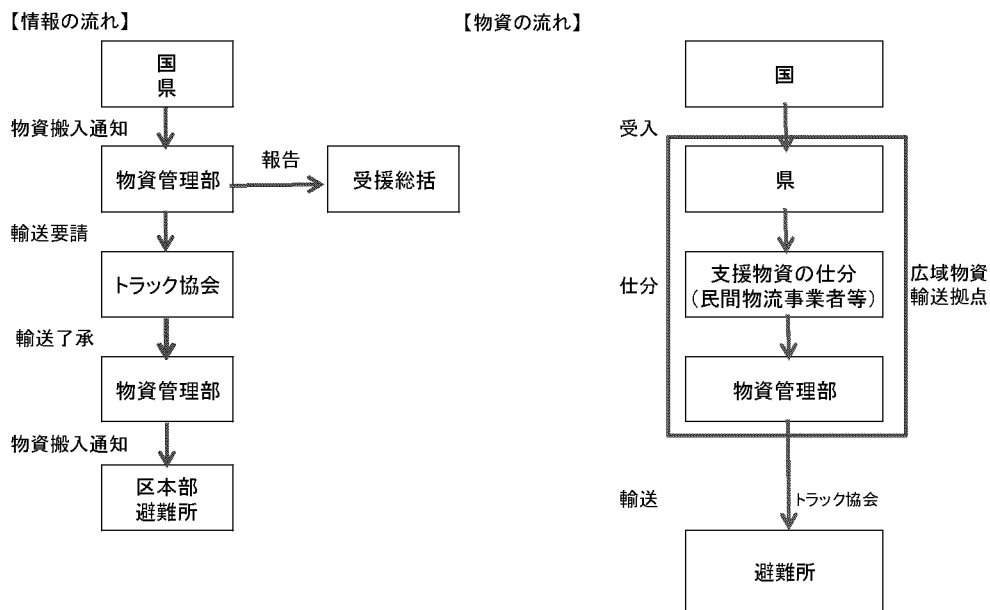


図4.3 国のプッシュ型支援による物資供給の流れ

第6章 他都市職員の受入れ 抜粋（本編P 27）

1 要旨

大規模地震等発災時に、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画等に基づき、迅速かつ円滑に応援要請及び調整を行い、応急対策及び復旧対策を実施する。

2 応援要請の流れ

(1) 静岡県への要請（図 6.1 参照）

ア 災害 11 部及び区本部は、非常時優先業務の実施にあたり、人的資源が不足する場合は、応援要請依頼書（様式 6-1）にて都市復興部（職員応援）に依頼する（※1）。

イ 都市復興部（職員応援）は、災害対策基本法に基づく要請を取りまとめ、総括部（受援総括）に報告する。

ウ 総括部（受援総括）は都市復興部（職員応援）からの報告をもとに、静岡県に要請する。

エ 総括部（受援総括）は、静岡県と調整した内容を、応援要請回答書（様式 6-2）にて都市復興部（職員応援）に報告する。

オ 都市復興部（職員応援）は、総括部（受援総括）からの報告を受け、応援要請回答書（様式 6-2）にて災害 11 部及び区本部に報告する。

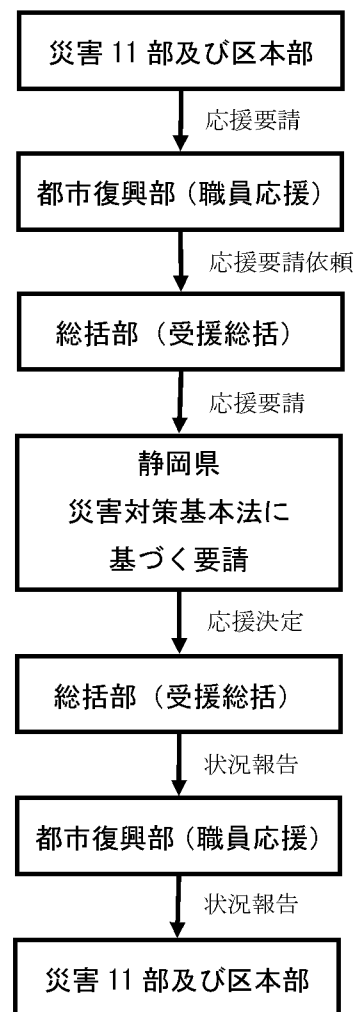


図 6.1 静岡県への要請の流れ

※1 受援が必要と予想される業務については資料編 6-1 を参照。要請等に係る様式使用のフロー図については資料編 6-2 を参照。

4 策定及び公表

施行日：平成 30 年 4 月 1 日

公表：危機管理特別委員会への報告後、市ホームページへ掲載

5 策定後の実施事項

- ①災害 11 部及び各区の対応計画（業務継続計画、初期対応マニュアル）の見直し
- ②8 月下旬に実施予定の総合防災訓練での検証